

平成28年度第4回（第31回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

日 時 平成28年7月9日（土）午後6時30分～9時00分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（16名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	江尻征太郎（代理）	光橋由訓
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄二丁目自治会	大舘繁	—
栄三丁目自治会	田中正明	岡田正嗣
末広二丁目親交会	—	—
新海道自治会	関村武光	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランドステイツ玉川上水管理組合	—	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	内山和明（代理）	山崎武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	—
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	岩田明子（代理）	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	—	小川昌平
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	—	中原禎子
グランドスイート玉川上水管理組合	—	—

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	白倉資源循環課長
	東 大 和 市	松本ごみ対策課長
	武蔵村山市	有山ごみ対策課長
小平・村山・大和衛生組合	伊藤計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	里見計画課主査・小島計画課主任
--------------	-----------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	田口環境部長
	武蔵村山市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

〈会議内容〉

【光橋副会長】

定刻になりましたので、会議を開催したいと思います。

本日は、会長の邑上さんが急遽体調不良でお休みされて、私、副会長の光橋が代理で司会をさせていただきますので、よろしくお願いします。

最初に、事務局からお願いいたします。

【伊藤課長】

皆さん、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。次第の下のほうに配付資料という形で書かせていただいていますので、そちらの確認をしていきたいと思います。

まずは1枚目に懸案事項確認表ということで、岡田さんのほうから出されておりますホチキスどめになっています、こちらの資料。2つ目が、A4資料でちょっと細かくて申しわけないんですが、要求・確認事項リスト・5月協議会・岡村部長の発言に対しての質問表という形で、こちらは飯島さんと森口さんのものをまとめた資料が1枚。もう1枚が、同じくタイトルが要求・確認事項リストということで、山崎さんから出されているものが1枚。あと、3市共同資源物処理施設建設スケジュール（案）が1枚。ホチキスどめの冊子になっているんですが、小平市ごみ組成分析調査報告書（抜粋）というものが机上配付されていると思います。皆さんお手元にご覧いただけますでしょうか。

配付資料はそのような形です。次第に沿いまして、副会長さんのほうから進めていただければと思っています。

まず、本日の協議内容等のお話をさせていただきたいんですが、我々事務局としましては、前々回に資料の提供をしております（仮称）3市共同資源物処理施設整備工事提案図書作成条件書ですが、こちらの説明の時間をいただきたいと思っています。こちらも前回の協議会の冒頭で申し上げたと思うんですが、こちらの説明をすることで、岡田さんから提出していただいたこの表の穴を埋めることにもなりますし、あと今までの協議会の中で皆さんからご意見をちょうだいしております。そちらの反映部分の確認ということになりますので、おおよその目安で20分ほどだと思うんですが、そちらの説明をこちらとしてはさせていただきたいということです。あわせて、今後のスケジュール（案）も本日資料としておつけしていますので、こちらの説明もしていきたいと思っています。

なお、今までも宿題として、前回も配付しているんですが、そちらの比較図のご説明ができていない部分がございますので、こちらの説明もしていきたいと思っています。

あとは、資料の中にあります5月の協議会における岡村部長さんの発言に対する確認事項等をデータでいただきましたので、こちらの文書回答という形でさせていただきますので、こちらのほうもよろしく願いいたします。

あと、申しわけないんですが、同じような形で山崎さんからも同様に確認事項等が来ているんですが、直前にいただいたもので、こちらは我々のほうで文書回答をするまで内容がまだそろっていませんので、申しわけございませんが、きょうについてはこちらでの文書回答は控えさせていただきますたいと思っております。

ということで本日の協議会を進めさせていただければと考えておりますので、進行を副会長の光橋さんをお願いしたいと思います。

【光橋副会長】

光橋です。済みません。先月は欠席させていただきました、流れがよくわかってないんですけども、一生懸命やりますので、よろしく願いします。

進行表のとおりいきますと、施設の姿についてということで、3市共同資源物処理施設工事提案図書作成条件書に関して事務局から説明を行うということで、順番としてはこちらから始めさせていただきますてよろしいでしょうか。特に問題ないですね。

【岡田専任者】

じゃ、1点いいですか。6月11日の議事録の最後で、今月、説明をしていただくという形で、高さ説明、重量測定、建物の説明がまさしくそれなんですけれども、それから懸案事項の説明があるので、今からお話しされる中にこういうものが含まれているというふうに考えてよろしいですか。重要なことなんです。そうすると、懸案事項の表が消えていきますので。それだけです。じゃ、建設の部から開始ですね。

【光橋副会長】

じゃ、お願いします。

【片山参事】

それでは、(仮称)3市共同資源物処理施設整備工事提案図書作成条件書の説明をさせていただきます。

画面で説明をしたいと思えます。説明の内容は、地域の皆様に関係する部分を中心にさせていただきます。これをもとにメーカー提案を受けるという条件を示したものでございます。お持ちでなかったら、画面のほうでお願いいたします。

【森口専任者】

概要版ですか、それとも厚いほうですか。

【片山参事】

厚いほうです。まず、第1章の総則なんですけれども、提案図書作成条件書において空欄、括弧書きになっているところがたくさん出てまいりますけれども、ここについてはまさに業者さん、プラントメーカーさんの提案をいただきたいというところがございます、必要かつ十分な数値等の設定を行っていただきたいということを入れてございます。

それから、改めまして、2ページ目ですけれども、施設の規模、その他プラスチック製容器包装が5時間で17トン、ペットボトルが6トン、合計23トンの施設でございます。建設場所は桜が丘でございます。

この全体計画のところ、最初に、建屋の高さは施設として必要な機能を確保した上で、可能な限り低くすることという条件を加えてございます。

ちょっと飛びますが、1-5、工期ですけれども、着工が28年12月、竣工予定が31年2月と。予定になってございますけれども、実際の着工は解体撤去工事が29年6月から8月、建設工事は実施設計に6月から8月、時間がかかるということでございますので、平成29年の秋ごろになろうと考えてございます。

次は1-7ページをごらんください。搬入車両でございますけれども、2トン車から4トン車で搬入いたします。搬出車両は10トンの大型トラックでございます。

1-8ページ、稼働時間ですけれども、1日5時間運転ということにしています。ただし、作業時間は8時30分から午後5時までというふうに考えてございまして、残りの時間については始業点検、作業員の休息、終業点検、また清掃などに充てる計画です。

なお、八王子の施設をごらんになった方もいらっしゃると思いますけれども、これは10時間運転、寝屋川にある施設については11時間運転で能力を計算しています。

9ページをごらんください。公害防止基準ですけれども、敷地境界において計画稼働時に基準値以下とするということでございます。それから、振動の基準、悪臭の基準、VOCの基準ですけれども、何度も申し上げてございますけれども、吸着方式と酸化分解方式とを効果的に組み合わせまして、除去設備を整備いたします。排気口において、有機化合物何々以下という各設定案をお願いしているところでございます。

周辺環境との調和、それから次のページになりますけれども、再生可能エネルギーの活用、消費電力の削減、操業に伴う騒音・振動、光害の対策、これは今まで申し上げたとおりでございます、受け入れや選別品の圧縮梱包、搬出作業は全て建屋内で行います。建屋内の機密性を保ちまして、外部への影響を防止するよう計画をいたします。

臭気及びVOC対策ですけれども、こちらもこれまで説明しているとおおり、建屋内で発生する

臭気については建屋内の気密性を保つとともに、建屋内の空気を吸引しまして、建屋での気圧を外部より低くいたします。そして、臭気やVOCの外部への漏えいや飛散を防止します。また、選別後の容リプラの圧縮時に発生する微量のVOCへの対策については、活性炭及び光触媒を効果的に組み合わせて、吸着や酸化分解方式により周辺環境に影響のない濃度に除去し、排気することといたします。

12ページをごらんください。火災対策です。火災による長期停止の懸念があるというご意見をいただいております。そのためにつけ加えたところは、特に資源物貯留ピットや供給コンベア部の火災が発生するおそれがあるところには、必要数の感知器や消火設備を設置することを明確にうたっております。

14ページにまいりますけれども、3-2の7)です。外だけでなく、作業者の安全や衛生面に十分な配慮というご意見があったと思います。そこで、ここに労働安全衛生関係法令を遵守しというのは当たり前のことですが、作業環境を良好に保つよう換気、騒音、振動防止、粉じんの飛散防止、必要な照度及び適切なスペースを確保するという文章を加えてございます。

水の関係で、水がたまるのはよろしくないというご意見があったと思います。排水がたまらないように傾斜、テーパーをつけなさいというご意見があったと思います。床の水洗いが想定される箇所については、防水措置を施すとともに、適切な水勾配をとり、側溝等の排水設備を設置すること。また、ピットの底部は排水をよくするために水勾配、排水路を設けること。こういうことをうたっております。

16ページになりますけれども、これは工事の施工条件なんですけれども、実際に建設工事に入った場合の遵守事項ということで、協議会への出席、受注者は、もしプラントメーカーがとった場合に、その業者さんは発注者（私ども）の要請があった場合には、地域住民の代表等を構成メンバーとする施設整備地域連絡協議会に出席をして、工事及び施設の内容説明等を十分行うことという内容を加えてございます。

隣接地への配慮、これは当たり前ですので、こちらのほうを読んでもらいたいです。

少し飛んで、2-33まで飛びます。具体的な機械設備の工事仕様ですけれども、第2節の受け入れ供給設備でございます。受け入れ供給設備というのは何かと申しますと、計量器、プラットフォーム、投入扉、資源物貯留ピット及び資源物クレーンによって構成されています。計量器について、2回計量ができるようにというご指摘がございました。計量器については、それぞれ2回計量ができる構造とすることを条件としてございます。

次に、35ページまで飛びます。プラットフォームの出入り口扉は非常に危ないので、信号灯をつけてほしいというご意見があったと思います。信号灯の意味があれなんですけれども、交通

安全確保のために出口扉に出車を示す回転灯ですね、よくビルの中の駐車場にあるようなものでしょうか、あれを設置することといたしました。

36ページ、今度は資源物の貯留ピットです。先ほどもありましたけれども、資源物貯留ピットの底の部分については、汚水の滞留がないように考慮することという一文を入れてございます。

次、38ページ、ここにも出てまいりますが、建物の高さを低くするための意匠を施すことと。ここはクレーンの項目なんですけれども、クレーンが一番上にありますので、資源物クレーンについては、建物を低くするために十分な意匠を施してくださいというのを条件にいたしております。

【森口専任者】

済みません。読むときに番号を先に言っていただけると助かります。今だと（6）ですよね。

【片山参事】

（6）ですね。

【森口専任者】

そこを入れてください。

【片山参事】

わかりました。

それでは、39ページの第3節、容リプラ処理系列ですけれども、容リプラ処理系列って何かというと、破袋機、袋を破る機械、比重差の選別機。比重差というのはかたいものと、重たいものとか軽いものを分ける。それから、磁力選別機、手選別コンベア及び各ホッパーコンベアより構成されます。

39ページから40ページにずっとなっておりますけれども、容リプラ処理系列ですね。

40ページ、3-4の比重差選別機、その4)の(1)ですけれども、低周波空気振動の懸念はないのかというご意見もありました。確かにこのぐらいの設備ですと、低周波振動で健康被害が出るようなことはないんですけれども、念には念をとといいますか、振動を利用した比重差選別機は採用しないものとするということをつけました。多少でも発生はしますので、こういう条件をつけてございます。

2-43ページに飛びます。容リプラの圧縮梱包機ですけれども、4)の特記の(1)PP(ポリプロピレン)またはペット、ポリエチレンテレフタレートのバンドで結束し、プラスチックフィルムでオーバーラップするということで、臭気とかこぼれがないような形で処理をいたします。

それから、長期停止が不安だというお声がありましたので、機器の補修等で停止すること等を考慮して、緊急時にペットボトル圧縮機と共用できる構造とすることという形で、容リプラのほ

うでペットを、ペットのほうで容リプラを処理できるようにしています。

44ページ、ペットボトルの処理系列ですけれども、こちらのほうは破除袋機になりますが、破砕して袋を取り除く装置ですけれども、これは手選別コンベア、各種コンベアより構成されるということでございます。

47ページ、4)の特記の(2)ですけれども、ここも同じようにPPまたはペットバンドで結束し、プラスチックフィルムでオーバーラップをします。それから、機器の補修等で停止すること等を考慮して、容リプラ圧縮梱包機と緊急時に共用できる構造とすること。このことによって長期停止をしない。片方がとまっても運転は、半分ですけれども、どうにかできるという状況でございます。

51ページまで飛びます。ここにもちょっとありますね。集じん脱臭装置。脱臭及びVOC除去装置の5-5-の5)の特記の(2)と(3)ですけれども、光触媒の洗浄が大変だということで、そのスペースもちゃんと考えなさいというご意見があったと思います。光触媒の洗浄は同一フロア内で行えるように計画することという条件をつけました。それから、技術的に確立された最新鋭の設備を導入するというふうに説明させていただいておまして、新しい技術等もあると思いますけれども、他に確立された有効な技術がある場合には別途能力を示し、提案すること。必ず光触媒と活性炭ではなくて、他にいい方法をメーカーさんが持っていれば、どうぞ提案をしてくださいという内容にしています。

5-6の脱臭及びVOC除去用排風機ですけれども、これの一番下の5)の(1)特記のところです。脱臭装置については、当初5時間運転ですから、8時半から5時でとめますよというお話をしたところ、夜中も24時間運転したほうがいいのではという意見をいただいたと思います。騒音の問題もあると思いますけれども、24時間連続運転が可能なものと。24時間運転仕様で設計してくださいという条件をつけてございます。

次に、2-59ページまで飛びます。計装制御計画のところ、2)の(7)ですけれども、排気及び敷地境界における大気に含まれるT-VOCの濃度の表示監視をなささいという条件をつけております。

62ページに飛びますけれども、T-VOC濃度測定機と。3)ですが、表の下、排気及び敷地境界について連続測定が行えるものとするということをつけてございます。

次に、66ページをごらんください。10-4、T-VOC等電光表示装置ということで、これはつけるべきというお話がこの協議会でもありました。それで、ここで電光表示装置をつけなさいということで、数量はもちろん1個でいいんですけれども、寸法等も記入してくださいということ。それから、特記のところでは、敷地外から見えやすい位置に設置することという条件を

つけてございます。

70ページをごらんください。これは受け入れ供給設備で、プラットフォームなんです。車が入ってきますので、水洗い等をするところなんですけれども、床面についている水勾配をしっかりと考えてほしい、水がたまらないようにというご意見をいただきましたので、床面はコンクリート仕上げとし、1.5%程度の水勾配を持たせることということで、テーパー（勾配）を持たせるということを指定しております。

(2)の④手選別コンベアです。労働者の環境を十分考慮したほうがいいと。周辺だけじゃなく、労働環境も大事にしてくださいというご意見があったと思うんですけれども、手選別室は防音、防じん、空調、換気等作業環境を十分考慮することというのをに入れてございます。

71ページ、(2)運転員関係諸室ということでございます。休憩室を設けなさい、それから、お風呂を設置すべきというご意見があったんですが、休憩室を設けることといたしまして、お風呂は50人ほど人間がいるものですから、適応した浴室を設置することは現実的ではないということから、かわりに男女別のシャワー室を設置することを要求事項としています。

3-78ページをお願いします。2-4の建築仕様の1)、(2)の⑤建物の高さですけれども、なるべく低くというご要望でございますので、最高の高さを指定しました24メートル、それから機械設備等を考慮して軒高を決めること。ただし、施設の機能を確保した上で、可能な範囲で低くして計画することというのを条件にしています。

最後ですけれども、82ページ、遮へい壁です。近隣に配慮するために遮へい壁を設置すべきというご意見がございました。そこで隣接する住宅等に配慮し、必要な遮へい壁を設置するということを条件にしております。

以上が、皆さんに大きく関係する提案図書作成条件書の内容でございます。

【光橋副会長】

説明が終わられたみたいですが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。今、説明を受けたばかりですので、すぐには出てこないかもしれませんが、また出てきたら、後日ということでもよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、次の項目、スケジュールのほうを説明していただきます。

【片山参事】

建設スケジュールですけれども、大きく2つの横の行になっておりまして、(仮称)3市共同資源物処理施設設計工事については、7月上旬、今から8月の下旬にかけていただいた提案図書の技術審査という形で行いまして、8月下旬から10月上旬に発注仕様書を作成したいと考えています。10月上旬に起工という行為を行いまして、10月下旬に入札、11月下旬に本契約がで

できれば思っております。

契約が決まりますと、早速プラントメーカーさんは実施設計に入ります。まず、土木建築から実施設計に入りますので、6月ぐらいまでの見込みで建物の形がしっかり実施設計の中で示されるのかなと思っております。解体工事は5月から7月の間の1カ月から2カ月で行う予定でございまして、現場着工については、早くて8月中旬以降かなと考えてございます。

もう一つ、下段の3市共同資源物処理施設整備に係る生活環境影響調査業務ですけれども、今、生活環境調査のまとめを行っております、7月14日に告示、7月15日から8月15日まで縦覧を行います。これは各市役所と私どもの衛生組合でござんいただけるような形にしておきたいと思っております。

【森口専任者】

ホームページには。

【片山参事】

ホームページに載せるそうです。

それから意見、これは環境保全上の見地からの意見と限定されているんですけれども、意見書の提出ができます。意見書の提出については、8月29日までということで考えてございまして、説明会については7月29日を予定しております。衛生組合の会場で午後7時から行いたいと思っております。

以上がスケジュール（案）の説明でございます。

【光橋副会長】

よろしいでしょうか。じゃ、森口さんお願いします。

【森口専任者】

説明会という話が出たんですが、これは生活環境影響調査のまとめについての説明会ですか。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

それはここではなくて、衛生組合のほうでやるんですか。

【片山参事】

はい、やります。

【森口専任者】

こちらの東大和の地元のほうではやらないんでしょうか。

【片山参事】

衛生組合を予定しております。

【森口専任者】

こっちでもやっていただけるといいんですが。

【片山参事】

もちろん協議会の中では説明をさせていただきますけど。

【山崎専任者】

片山さん、しゃべるときマイクを使ってくれます？ 録音が残らないんですよ。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

片山さんはマイクを使っているけど、さっき入りにくかったです。

【片山参事】

ああ、そうですか。

【森口専任者】

それともう一ついいですか。ここの中に都市計画決定が書かれてないんですが、どこに都市計画決定とかその説明会が書かれているんですか、都市計画決定にも説明会なり委員会なりありますね。それが一切書かれてないんですが、どこに入りますでしょうか。

【片山参事】

都市計画決定については今協議中ございまして、内容についてはわかりませんが、東大和市さんと一緒にやっていく仕事でございまして、ここには示してございませぬけれども、具体的には生活環境影響調査が終わったあたりから着手できればなど私どもでは考えております。

【森口専任者】

東大和市さんのほうからは。

【松本課長】

今の話は正しく言うと、片山さんが今、生活環境影響調査の一連の説明等が終わったというの、あくまでも東大和市に都市計画の決定をしてくださいという申請をするのが、この一連の説明が終わった時期の予定というふうのうちの方は聞いています。したがって、一番早くても意見書の提出等が終わってなので、9月が一番早い時期なのかなと思っています。

ただ、仮に一番早いタイミングで9月に申請を東大和市がいただいたとしても、そこですぐに事務が進められるかというところの兼ね合いもあります。当然、都市計画の事務を進めるとなる

と、都市計画の関係法令に従って、当然どこの位置にこのようなものができるというところで、また原案とか案の作成を改めて今度東大和市でして、それをまた皆さんに縦覧するという手続が再度入るんです。

なので、一番早くて9月ぐらいに申請をいただいたとしても、おおむね10月から1年近くはまた縦覧、意見をいただくという繰り返しの中で進めていくという流れになるので、タイミング的に一番早くて来年の夏までに手続が終われば順調かなというのが、今のところの予定になっています。

以上です。

【山崎専任者】

クロスフォートの山崎です。実施計画書がないので、ちょっとわからないんですけども、実施計画でスケジュールみたいなのが出ていますよね。それに対しては進んでいますか、おくらしている感じでしょうか。

【片山参事】

実施計画という意味ですね。ほぼスケジュールどおりということになると思いますけど。

【山崎専任者】

来年の7月か8月ぐらいに都市計画決定がされるという話ですかね。持ち帰ってちょっと見えます。

【片山参事】

そうですね。

【山崎専任者】

だから、そうすると都市計画決定は1年後にならないとされないだろうという中で、土木建築に関する実施計画とか、来年の5月から既設解体工事に入っちゃうんですか、その計画でいくと。

【松本課長】

大きい流れは、今の説明資料の中では実施設計に入るという横棒になるんですね。なので、実施設計が今年の12月から来年の8月までというので引かれているかと思うんですが、それらは時間もかかるので、あくまでも都市計画の決定が終わってから建築確認の申請をもって着工するというイメージになります。

【山崎専任者】

既設解体工事は、このスケジュールでいくと来年5月ですね。ということは、今から1年後に都市計画決定がされれば、されるわけですよ。その前に暫定リサイクル場のあれを壊しちゃうんですか。

【松本課長】

既施設の解体ということで、具体的には東大和の桜が丘の今の施設については、このスケジュールでいくと、来年の5、6、7の間で更地にする予定です。

【山崎専任者】

ですから、そのときにはまだ都市計画決定はおりてないんですよ。

【松本課長】

ええ、おりてないです。

【山崎専任者】

おりてないけれども、やっちゃう。

【松本課長】

現地を更地にするということに関しては、資源物処理施設をつくるということとはちょっと意味合いが違うので、解体、更地については決定がされてなくても、これはできる行為なので、できるものやっっていくというイメージになります。

【森口専任者】

森口です。解体するのとつくるのは別なので、更地にする分には構わないというふうに今受け取ったんですが、本契約が11月下旬に今年入っていますね。本契約というのはつくるということで本契約するわけですから、都市計画決定がされないうちに本契約をすることは可能なんですか。

【松本課長】

今年の本契約をするという実施設計ですけれども、実施設計をしていかないと、施設の具体的なスタイルが決まってこないというところになります。なので、先に契約をさせていただいて、並行していくようなイメージになります。

【小川専任者】

イーストスクエアの小川ですけれども、都市計画決定を9月ごろから始めて、1年ぐらいかかるとおっしゃいましたけれども、その前に今年の12月に本契約する。具体的に法律的なことはわかりませんが、一般的に見れば、例えば都市計画決定で決まりましたと。それから業者との契約をするのが本筋だと思うんですけれども、もし例えば契約して、都市計画決定が決めたあつたという場合もできると思うんです。だから、それでちょっと私は理解しかねるんですけれども、その点ではどうですか。

【松本課長】

一般的に小川さんの言うのはわかるんです。改めて、私も今この仕事をしてわかってきたこと

なんですけれども、都市計画決定をすることの持つ意味というのは位置の指定だけなんです、都市計画決定というのは。要するに廃棄物の処理施設をどこの場所につくるかという位置を指定することが、都市計画決定というふうになっているんです。なので、理屈上は位置を決めるだけなので、都市計画決定というのはできる手続にはなりません。

ただ、そうは言っても、今こういうふうにお話をさせていただく中で、位置だけ指定すればいいかというわけにも現実はいかないので、具体的にどういう廃棄物処理施設、リサイクルの施設なんですけれども、そういうものができるかというのを、この実施設計をかける中で並行して進めていきたいということです。

ですから、手続論で、じゃ、変な話なんですけれども、何ももめてない場所の場合どうするかというと、位置の指定だけを決めちゃうんです。この場所に廃棄物処理施設をつくれるような場所にしますという位置の決定を定めるだけのことをして、その場所に今度はどういう施設をつくるかというのはまた別途やって、建築確認をとって、そのもとに建築確認で建てていくというやり方ができる。

ただ、今回の施設については、そこについては位置だけ指定すればいいという話にもならないので、できればどういう施設がこの場所にできるから、この場所に都市計画決定をするんだという情報も出せるようにしていくためにも、実施設計をかけなければより具体的な施設の形がわからないので、できればそこは並行して事務を進めていきたい。

そうすると、都市計画決定するときにも縦覧をかけて市民の皆さんの意見をいただいてというのが、都市計画法上の手続としてまた入るんです。その中で、場所は決まりますが、要するに緑化の計画はこういうふうを考えていますということまで踏み込んで縦覧をかける中でお答えができるだろうということで、並行した進め方をするというふうに考えています。

【小川専任者】 何となくわかったようなわからないような回答なんですけれども、まず都市計画法で決定もしていないのに業者と本契約して、並行して進めるということは、ちょっと納得いかないというか、理解できない分が多いです。

【松本課長】

例えば、イメージとして一番近いところで、これは都市計画の要件はないんですけれども、例えば総合福祉センターをつくりますというのと今回みたいなプラントをつくるというところでは、発注の仕方が異質になってしまっていて、例えば総合福祉センターをつくるのであれば、高さ何メートルで建築面積はこれでという設計も全部かけて、そのままコンクリートして持っていくということではできると思うんですが、しばし言葉として出る、よくプラントメーカーって性能発注方式だみたいな言い方を組合がしていると思うんです。

なので、性能発注による建設発注をするので、どうしてもそのところを並行させていただきたいという今回の流れになっています。結果的には、施設の姿を全部決めてから都市計画決定するというやり方も当然できるんですけども、スケジュールの関係で並行というふうになっているというふうにご理解をいただければと思います。

【小川専任者】

素人では理解できませんけどね。

【坂本代表者】

このスケジュール（案）というのは、ほとんどがオーソライズされてないままに、見込んで進んでいると思うんです。今、松本さんがおっしゃった、計画上はということの前提で、それに間に合わないということでこういうのをつくっているのであれば、それはいつを想定しているんですか。

【松本課長】

これは坂本さんもお存じだと思うんですが、都市計画決定というのは、位置の指定だけをすればいいというのが手続論というのはわかっておりますよね。要するにこの場所に具体的な施設のこの形をもって建築しますという、そこまでは含まれてないのですが、都市計画決定という手続はあくまでも都市計画法上の話なので、この場所に廃棄物処理施設をつくるという網かけをすることが都市計画決定なんです。そのもとに建物をつくるんですから、建築確認をとって建築着手しますという話が、建築基準法上の話としてもう1本ラインがあるわけですから、あくまでも本来、都市計画法上の話でくる都市計画決定というのは位置指定だけなんです。だから、どういう建物をつくるという要素がそこには入ってこないわけです。

なぜかという、位置の指定をするときに廃棄物処理施設をつくるのか、都市公園をつくるために都市計画決定するのか、はたまた汚物処理場をつくるために都市計画決定するか、要するに目的が制限されているわけです。だから、都市計画決定したエリアにその目的と違う建築物はおのずと建てることができないという話になりますよね。都市計画決定した内容を変えれば別ですけども、目的に応じて位置の指定をするというのが都市計画上の話になっている。

ただ、それで先に進めることはできるんです。ただ、それだともう協賛会をやっている中で、まず位置だけ先に指定しちゃいますよということは手続論的には何ら問題なくできますが、それではあまりにも乱暴でしょというところがあるので、実施設計もかました中でやりますというふう到我々は考えているということです。

【坂本代表者】

坂本です。今の松本さんの話もよくわからないんですね。私も大学の建築学科で勉強して、都

市計画がどうたらこうたら、建築基準法はどうたらこうたら、そういうのは全部わかっていますよ。けれども、条件整備をしないでこういうのができるということ自体が、そもそも間違っているんじゃないか。

【松本課長】

私は坂本さんにわからないと言われたのが大変ショックなんです。それは東京都なり国に確認していただければ、手続論的に、あくまでも都市計画決定という手続は位置を指定することで済むという話ですから、そこにどういう建物をつくるということまでの縛りは入ってないんです。

【坂本代表者】

坂本ですけれども、わからないという意味は、これは廃棄物処理施設をつくろうということでの計画じゃないですか。それに位置だけとか、そういうのがよくわからないんです。

しかも、当然私も東京都の審査会にもちょっと相談にいきましたけれども、要するにこの廃棄物処理施設というのは国交省の指針からもめったにできない話なんです。はっきり言って、建築確認申請をしても建てられない可能性は十分なんです。90%ぐらいが建てられないんです。だから、そこに今、こうやって無理無理でやろうとしていること自体が何だということなんです。

しかも既設解体工事というのは、まだあのプレハブを建ててから五、六年しかたってないですよ。これを調べてみたら、リース契約でやっているじゃないですか。要するに償却の残存価格の、例えば10年のうちの未経過分は全部現金で払わないといけません。これも税金から払われるわけなんです。ぽんぽこぽんぽこ給食センターとか建てているんですが、建てるのはいいけれども、この時代にあって、そういう負担ばかりをどんどん後世に残していくのもどうかなと思うんです。

ですから、私は先を見て、これはできないことを一生懸命やっているなというので、うちはさじを投げていたんです。こんなのやったってしょうがない。建築確認申請をしても通らない。常識的に考えて、よくわかった方であればこういうことはしないだろうなと思っていただけです。それがどんどん進んで、実際に都市計画決定するというのを、松本さん、今の話で、最初のときには都市計画決定までというので半年とか1年シフトしていくのかな、それだったらわかるよねと。そういう感じで受け取っていたんです。

だから、何も決めないままにどんどんどんどこ契約して、できませんでしたって言ったら、逆に言えば違約金だって払わないといけません。こうやってうちは準備していたのに契約破棄になったとか、そうなった場合には違約金を払わなきゃいけません。そういうのも全部総合的に決めて条件整備をきちっとやっておかないと、いわゆる前処理で、それをやらずにぽんぽこぽんぽここんなことをやっているといいのかなというのがあるんです。あくまでも松本さんが払うわけ

じゃなくて、市民の税金から払われる莫大な金額ですから。しかもあんな狭いところにどうやって建てる意味があるのかなど。最初は6品目とか言っていたのが2品目になって、やらないほうがいいんじゃないですか。そういう考えなんです。

【松本課長】

ちょっと皆さんに誤解されちゃうといけないので、幾つか話が出たので、都市計画決定の話のほうをもう1回言うんですけども、こういう廃棄物処理施設をつくる場合って、すごい簡単に開かれると、やり方が2通りあるんです。建てようとする場所に都市計画決定という、廃棄物処理をつくりますという位置の指定をする。指定をしてから建築確認をとって進めるという方法と、坂本さんが今おっしゃったけれども、話の中に建築審査会という言葉が出てきたんですけども、本来あるべき姿は、その場所をきちんと指定するという形で、明確にしてから建築確認をとるということで、建築基準法の51条で進めるということなんです。

ただ、そのこの場所の都市計画決定をとらないで進めちゃう場合というのは、建築基準法のただし書きを規定してつくらなければいけないんです。そのただし書きというのは、この場所がそういう用途の場所にもう決まっていますというところに、趣旨に即した建物をつくるのと違っちゃうので、ただし書きの適用を受けた場合というのは、具体的にこの場所でいうと、東京都の建築審査会に案件をかけて、それでオーケーが出れば初めて建築確認がおりる。そういう2本の流れなんです。

ですから、都市計画法と建築基準法と2つ入ってきてしまうので、そのこの位置を都市計画法で指定してしまった場合においては、通常の建築確認で事務が流れるということになります。

【坂本代表者】

違いますよ、それは。建築基準法51条もそうなんですけれども、基本的には都市計画決定されていても、この施設を建てようとするれば市町村、都道府県の建築審査会の許可を受けないといけないんです。許可がおりないのは、いずれにしろ市町村で許可がおりなければそこでアウトだけれども、さらその上の上級官庁たる東京都の建築審査会の許可がなければアウトなんです。だから、結構難しいんです。だから、都市計画法もクリアしないといけないけれども、建築基準法も当然クリアしないといけない。前提として何が一番大事かという、住民の意見が一番大事なんです。

【松本課長】

住民の意見が大切なので、都市計画の手続を踏んで、この場所に廃棄物処理施設をつくりますという位置の指定をするんです。なので、住民意見を聞いた中で位置の指定をするというのが都市計画決定の話ですから、住民の意見を聞いた上で位置の決定をした場所にその趣旨に沿った建

築物をつくる場合については、通常の建築確認だけで進むというふうに私は解釈しておりますので、一応きょうのところはここまでにしたいと思います。

【小川専任者】

じゃ、一言だけ、私。常識的に考えたら、さっき都市計画決定で位置を決めるということはわかりました。ところが、それがまだ決まってもないのに業者と本契約するという、同時並行する方法もあるというお話なんだけれども、一般的に言えば同時進行してもいいんだけど、位置が決定もしてないのに本契約するのはおかしいじゃないですかと、私は素直にそういうふうに疑問を持ったところです。今説明されたのでは、理解できるように理解できない面がございます。

【森口専任者】

東大和市が東京都都市整備局と打ち合わせする中で、近隣住民等の理解を得るよとということと言われていると思うんですが、今のところ理解を得られていませんね。近隣住民というのは、これだけまめに出ている方々が、地域の自治会の代表なり、マンションの管理組合の代表なり、近隣住民としてここに来て、ここを構成したわけです。その構成した近隣住民が集まっている中で、いまだに理解されていないのにこれだけ進むこと自体が、まず理解を得ようという気があるとは思えません。

【光橋副会長】

今の意見に対して。

【松本課長】

今のは意見なので。

【光橋副会長】

承っておくということですか。

ちょっといいですか。今の経緯で、私、持ち帰って住民のみんなに説明するのによくわかってないところがあるので、もう一度同じことを聞くかもしれませんけれども、本契約を結ぶと、その後、スケジュールでは土木建築に係る実施設計というのがずっとあるんですけども、実施設計というのは設計……。

【松本課長】

設計しかないということですか。

【光橋副会長】

設計しかないということ。これが終わると、7月の切れたところから建築が始まるんですか。計画が終わって、現場着工というのが8月にあります。そこからになる。現場着工は本契約も含まれている。

【松本課長】

たまたま契約が1本の中に、要するに設計もあるし、その設計が終われば、それに基づいた現場の着工も入りという部分の一つの、要するに本来であれば実施設計は実施設計で1本の契約で切って、建築工事は建築工事でまた次の段階で発注するという流れをとればいいんですが、たまたまこの契約が最初の契約の中に1本で全部入っている。それがまずは前段として、来年の8月ぐらいにかけて設計だけをやっていきますという予定です。

【光橋副会長】

スケジュールの説明ですね、これ。

【松本課長】 そうです。

【光橋副会長】

ですので、本契約を結んでしまうと、業者は建てるどころまで約束してしまうということですね。

【松本課長】

契約内容上はそうなります。

【光橋副会長】

ということですよ。ここで契約してしまうのに、その時点でまだ都市計画決定はとれてない状態で契約してしまうということ。

【松本課長】

そうですね。

【光橋副会長】

それはよろしいんですか。

【松本課長】

それはさっきも言ったように、手続論上としては、都市計画決定というのは位置の指定しかないんです。

【光橋副会長】

そこが何回聞いてもよくわからないんですけども。

【松本課長】

要するに……。

【光橋副会長】

いいんです。とりあえず位置の指定しか決まらないから、手続論上はいいということでもいいんですけども、これは否認されることがないということですか。要するにだめだということは。

【松本課長】

どっちですか。

【光橋副会長】

都市計画決定はされないということはないということ？

【松本課長】

100%通るといふ話もないですから、当然否認されることはないとは言えないです。ただ、都市計画決定はあくまでも、簡単に言っちゃえば位置の指定ということは、桜が丘2丁目122番地の2先にこんな施設をつくっちゃだめだとなれば、都市計画決定は、簡単に言うと否認されるということですよ。

【光橋副会長】

でも、契約してしまうんでしょ。否認される可能性があるにもかかわらず契約をしてしまうというのは、リスクを抱えてやっちゃうという意味？

【松本課長】

さっきも一つお話しした、万が一、否認された場合はどうするかというと、建築基準法のただし書きという道がもう1本ありますということになって、それがよく坂本さんが言う建築審査会にかけてという話ですよ。ただ、それは手続論上そういう道筋があるということであって、そこについては別にただし書きをとってまでやろうというふうに思っているわけではないですけど。

【小川専任者】

そこが理解できないんです。リスクも含めながら本契約すること自体が、否認されることもあり得るということを思いながら本契約するというのが理解できないんです。普通だったら、ちゃんと決定して、それから本契約するのが筋だと私は思うんですけども、両方やるというのが理解できないんです。

【松本課長】

ただ、そのときには、当然、都市計画の申請を市が受けて、それはさっきも説明したんですけども、桜が丘2丁目のこの場所に資源物の処理施設をつくりますという住民説明会、あと図書の縦覧、そういったのも再度やるんです、うちの立場として。今はあくまでも組合としてある意味説明をしているわけで、今度は都市計画決定になれば、市の立場として事業内容はこうです、場所はこの場所ですという説明会を再度やるという流れになります。

【森口専任者】

その説明会は、今、説明会があると言ったのは、生活環境影響調査の説明会を衛生組合のほ

うで7月29日にするという話がありました。そして今、図書縦覧と市としての説明会をするというのは、何の説明会になりますか。

【松本課長】

私が言ったのは、都市計画の決定をする過程の中で、住民説明会を別途東大和市がやっていくということです。

【光橋副会長】

これは都市計画の決定をするための住民に対する説明会をまたやるということですか。

【松本課長】

市として今度はやるんです。

【光橋副会長】

それは説明会ですよ。別に意見を聞いたからどうするというわけじゃなくて、決まったことのご説明をされるということですか。

【松本課長】

ただ、当然意見を聞くわけじゃないですか。聞いた意見というのは、当然審議会に上げるという形になりますから、こういう意見も説明会の中では出ています、いただきましたというところも踏まえて、市としてどうするかというところに持っていく。

【町田専任者】

栄1丁目の町田です。先ほど坂本さんのほうから、建築確認が9割の確率でとれないんじゃないかという話がありました。ところが、組合というか、4団体のほうは計画どおりに進むという、それが前提でどんどんいっているわけですけども、建築確認なり、この建設が進むという根拠はあるんですか。確たる根拠というか。先ほどの話では、無駄なことをやっているような感じを受けたんですが。

【片山参事】

建設にかかる予算は組合でも認められておりますし、組合の分担金を含めた市も予算を可決しておりますので、そういう意味では計画どおり進めていくということは承認されていると認識しています。

【町田専任者】

ということは、建築確認もおけるといいう確約というか、何か裏取引でもあるんですか。

【松本課長】

裏取引はないわけですが、今、組合のほうから話があったように、一つの判断基準として、予算議決というところが負担としては大きいものですから。そうすると、予算の議決がされたとい

うことは、その施設をつくることについてオーケー、もしくはこれはやむを得ない、その必要性は認めるというところで予算議決をいただいていると考えておりますので、そうすると通常の手続論で必要になる都市計画決定についても、一定のご理解がいただけるだろうというところの判断だということが、さっきの説明になっています。

【町田専任者】

だけど、最終的に、今計画している場所にこの施設ができるという自信があるわけですね。その自信の根拠というのは何なんですか。

【松本課長】

自信は私はそんなにないんですけど。それがさっき組合からご説明があったように、一番上の上段に示した衛生組合の予算が可決をされたということ、あとは組織市我々3市にしてみれば、予算の原資となる分を分担金としてお支払いするわけですから、それについても組織市それぞれが予算の可決をいただいたというところから、その判断をしているという説明です。

【町田専任者】

でも、それはあくまでつくるのが前提上の話であって、上位の東京都なりの建築確認がおりなければできないわけでしょ、結局。

【松本課長】

なので、そこは、私どもはきちんと都市計画決定を経て建築をするという考えを持っているんです。それはなぜかという、都市計画決定をした場所に目的どおりのものを建てるとなれば、建築確認の申請は、東大和の場合、東京都になっちゃうわけですが、その段階では要件さえ整っていれば、東京都は不許可というのは通常はないんです。

結局、確認行為なので、許可行政ではありませんので、きちんと都市計画の設定がされた場所に、その目的の趣旨に合った建物をまずはつくる。用途も建ぺい率も違反してないというところの視点でしか、東京都は審査事項としては項目を持ってないものですから。許可権限を例えば東京都が持っているとなれば、それは話は別ですが、その部分が間違いないかの整合性の確認をとるのが東京都の建築確認行政になりますので、ですからそこについては都市計画決定等を経た中で進める考えを持っていますので、東京都の段階になって、東京都からこの建築物だめよという話は通常は考えがたいのかなと思っています。

【坂本代表者】

今、松本さんがおっしゃっていたのは間違っています。通常の一戸建て住宅とかマンション建築については、建築基準法どおりに確認申請したら、建築主事を置いている機関で確認通知を出すことはできますけれども、この資源物処理施設については市町村と都道府県の許可が必要です

と言ったじゃないですか。

【松本課長】

許可は、建築基準法上の許可を私は言っているわけじゃないんですが。

【坂本代表者】

建築確認申請したら、それが合法的に許可できるのであれば、それは確認通知を出さなければいけないことになっております。ところが、こういう全国的に問題になっているところは、建築審査会において許可がなければできないという話なんです。だから、町田さんがおっしゃっているのは、そこら辺がよくわかってないから、そういう発言を。

【松本課長】

済みません。私の認識が間違っていたら本当にごめんなさいですが、都市計画決定のエリア決定がされた場所に、きちんと建築要件を満たしたものを確認として東京都に上げる上において、東京都は建築審査会にはかけません。ですから、通常の整合性を見るだけで終わるので、東京都はこの建物だめよという話には通常はならないんです。ただ、もう一つの建物をつくるというラインの中に、すごい乱暴なやり方としての話になりますけれども、都市計画決定を手続として踏まない。それでもこの場所に廃棄物処理施設をつくるという建築確認の申請を出してしまうと、それについては東京都は建築審査会にまたかけますから、そうすると許可されないことは当然あり得るということです。ですから、都市計画の網を通常にかけていけば、その要件に反して建物をつくらない限り、東京都として許可しないということとはできません。

【森口専任者】

森口です。まず、松本さんのおっしゃることを簡単に短く言うと、都市計画決定というのは、そこをどういう土地の使用許可をとるかということだけなので、東京都は反対ができないと。こっちで決めたことが衛生組合で。

【松本課長】

ごめんなさい。今のは建築確認の話です。

【森口専任者】

今、建築確認にいくからちょっと待ってください。都市計画法の都市計画決定は、まずここにごみ処理場を建てる、何をしますという決定だけであって、東京都は反対できないということと、それとそこに……。

【松本課長】

ごめんなさい。東京都が反対できないと私が言ったのは、建築基準法の話です。

【森口専任者】

じゃ、都市計画決定に関しては東京都は反対できるんですか。

【松本課長】

都市計画決定に関しては、当然市が一定の手続を踏む、決定する前段として、前もって東京都へ協議をかけなければいけないという行為が入りますから。ただ、その協議を出す中で、東京都が、ここはこうしてほしい、こうしてくださいということ saying くることは当然あります。

【森口専任者】

その言ってきたことが、住民の理解を得るようにしなさいということですよ。住民の理解を得ることと衛生組合の衛生組合議会が予算を可決したこととは、住民の理解と予算の可決は別問題ですので、住民の理解を今この場所で得たことになっていないまま進めるのはどうかなということ私を伺いたいんですが。

【松本課長】

わかりました。そっちの話であればわかりましたという話で、そこはこれから都市計画決定を進める過程の中で、市が決定する前に、前もって東京都に協議をかける。その協議の結果に基づいて決定をするという流れなので、その部分の協議というのは、これは東京都の立場としてみれば、当然東京都も自分の広域行政圏の中での都市計画をどうしていくかというものを計画として持っていますから、その計画との整合性、あとは東京都は広域行政を担っているわけですから、そういった視点での助言なりアドバイスの利点は大きくは入ってくると思っています。

【小川専任者】

今、松本さんがおっしゃったことは十分わかります。そこで、以前ここで問題になったんですけども、東大和市と東京都のやりとりで、都市計画法で周辺住民の理解を得られるように十分指導してくださいという文言があったと思うんです。そのコピーも渡しましたけど。

それで、さっき言った、都市計画法はまだ位置が決まってないのに本契約するのはリスクがあるんじゃないですかと。それで私は説明したんですよ。本来ならば、決まってから本契約するのが一般的なんです。さっきまた松本さんのおっしゃったとおり、都市計画法で、もしそれが100%じゃないとなればリスクもありますと。それを並行してやるという方法もあるという、それもわかります。だけど、普通はそれはやらないでしょうというのが一般の住民の考えなんです。

それで、ここで言いたいのは、東京都との打ち合わせの中で、周辺住民の理解を得るようにちゃんとやってくださいと指導があったということですよ。ところが、今まで協議会もそうだし、アンケートでもそうだし、パブリックコメントでもそうだし、まだ周辺住民の理解は十分に得られてないという市議会での発言もありました。そういう中で、都市計画法でまだ決まってないの

に並行してやるのはリスクがあるんじゃないですかと。理解できないということですよ。これが私の考えで、その回答では理解できないということは、今でも理解できません。

【松本課長】

小川さんの言いたいことが今やっとわかりました。済みません。

【岡田専任者】

簡単にフローチャートをかいたら。これ間違っているとあれなので。都市計画決定の申請は東大和市が東京都にやる。

【伊藤課長】

組合が東大和市に依頼をかけます。

【岡田専任者】

その前があるのかな。東京都に対する申請は。

【松本課長】

東大和は東京都に対しては協議をかけるだけです。

【岡田専任者】

申請されるということはどこがやるんでしたっけ。

【松本課長】

申請は全部組合になっちゃいます。

【伊藤課長】

申請は組合が東大和市。

【岡田専任者】

そのときに、住民意見の反映が一番重要ですよと皆さん言っているわけですね。都市計画決定の申請をするときには、今言っている、ここは重要ですよと。オーケーが出た後に建設確認を出すわけですね。これも組合ですね、じゃ。

【松本課長】

そうです。

【岡田専任者】

組合がオーケーだったら、建築は実施できる。その前があるんですね。

【小川専任者】

都市計画法を東大和市でやるときには、東京都と打ち合わせをしなければいけないということになっているでしょ。お伺いを立てると。それで、東京都は決定権はないけれども、指導はあるんですよ。だから、その中の問題は、周辺住民の理解をちゃんとやってくださいと。それは何

が根拠かという、公共施設だからということもあるんだけど、一般の業者がやった場合にはトラブルが起こる。だから、ちゃんと住民に説明してくださいと。

ところが、住民の理解はちゃんと得られていますかと。そういう中で並行で進めるのはいかなものかという意味なんです。それが今、行政がやっている実施計画、計画があるということで、強引にやっているとしか受け取れないんですよ。理解も得られてないのに進めるのは強引で、あまりにもひどいじゃないですかと。それが本日集まった人たちのずっと思っていることなんです。そういうことですよ、岡田さん。都市計画法、その後に建築確認をやるんだから。

【岡田専任者】

組合が東大和市に申請を出して、東大和市がオーケーしたら、申請を東京都に出すということですね、組合が。ということじゃないの？ 東大和市に建物を建ててくれと申請を組合が。私の理解は……。この辺、皆さんにきれいにフローチャートをかいてあげれば。書いてくれる？ ゆっくり言ってもらえば書きますよ。

【田口部長】

田口でございます。内容をちょっとご説明申し上げますと、まず組合が市のほうに都市計画決定をしていただくための申請をします。部署としては都市建設部になると思いますけれども、その申請を受けた市は、当然都市計画決定の手続の中で市民への説明会ですとか、決定の中身の縦覧ですとか、そういった一連の手続があります。その一連の手続の中で、東大和市が東京都に対して、この都市計画決定に対する意見を求める、許可では無い意見を求める、協議をするということなんです。

協議をして、東京都さんからどういった意見があるかというところで、先ほど松本のほうから話があったのは、広域行政的な観点、また東京都さんほうで定めている都市計画に基づく内容についてのそごがないかどうかという、大きく2点の内容に基づいて協議された内容に対して回答が来る。その手続の中で、最終的に東大和市が都市計画決定をするという行為になった場合には、都市計画決定がされるという状況になります。

都市計画決定がされた後に今度は告示がされますので、その決定に基づいて、今度は衛生組合が建物に対する建築確認申請を、こういうものを建てていいですかという建築確認を東京都に出すという形になります。その建物に関しては、先ほど松本がお話ししたとおり、建物に対する都市計画決定がされている内容にそごはないか、また建物に対して容積率、建ぺい率等々のそごはないかなどの内容の確認がされて、建築確認がおりれば、建物が建てられるという流れになるかと思っております。それでおわかりになるでしょうか。

【岡田専任者】

都市計画の申請を東大和市が出して、東大和市が諸手続をやって、それを東京都に申請して協議ですね。そうすると、東京都から告示が来るわけですね、オーケーかどうかの。

【田口部長】

その中身の意見が来るということです。

【岡田専任者】

ということは、都市計画決定されるということではないんですか。今までの都市計画決定という言葉を直せばいいじゃないですか。この辺は皆さんわかって。私がわからないだけかという。

【森口専任者】

東京都が意見を返してくると、都市計画決定との関係がわからないんですけれど。

【岡田専任者】

だから、そこが私もわかってないので、今書いてもらいましょう。

【田口部長】

都市計画決定の手続の中の一つとして東京都と協議するという事なんです。だから、決定がされる途中の経過の中で、東京都に対して衛生組合からこういう申請が出てきて、こういう手続を踏んできた経緯の中で、東京都さん何かご意見ありますかという協議をするということです。

【小川専任者】

田口部長がおっしゃった手続の流れはわかりました。そのとおりだと思います。ところが、問題は、都市計画が決定していないにもかかわらず本契約するのはいかなるものかということです。100%ではない。それから、東京都との協議と言うんですけれども、東京都は十分な理解を得るように説明してくださいと。ところが、まだ理解が得られてない中で、そういうのはリスクがあるんじゃないですか、否決される場合もあるんじゃないかというのが今までの意見なんです。流れはわかりました。

【岡田専任者】

私もわかりました。間違っていました、私も。

【坂本代表者】

今の田口部長のご発言で、大体趣旨としては間違っていないかなと思いますけれども、都市計画決定について市町村が都道府県に協議するというのは、都市計画法上もそうなっておりますけれども、実は資源物処理施設の点につきましては、東京都の都市計画審議会でもまだペンディングになっていますよね、継続審議になっていますよね。だから、まだ決定はできないはずなんです。

だから、そのところは、皆さんが東京都に相談に行かれたメモにもありますように、住民とよく協議してくださいみたいなことが書いてありましたけれども、それも読みました。だから、

そういうことを踏まえますと、あまりにもこれは性急過ぎるじゃないかという意見なんですよ。だから、実際、建築確認申請しました。建築確認通知がありませんとなった場合に、どうなるのかなと思うんです。

松本さんのおっしゃるようなことは、もしご自信があれば、下のほうに建築基準法、都市計画法上の手続的なもの、これをクリアすれば、次にステップとして踏めるというのを明記してほしいのと、それから本契約が11月下旬ということになっていきますけれども、先ほど片山さんは予算もとれているとおっしゃいましたよね。当然、建築するとなると、竣工までの契約を結ぶことになりますよね。そうしたら、これは3市の予算書にも盛り込まれてないといけないんじゃないですか。それができないでやるつもりですか。できないでしょう、おそらく。そんな契約、国では絶対禁止されていますからね。

だから、当然自治法でもそうなっているはずですけども、ここら辺は手続的に非常に間違いが多いと思いますよ。だから、あまり慌てて早急にやらずに、ある程度オーソライズされた上でこういうのはつくりなないと。いきなり閣議決定に持っていくようなやり方というのはよくないと思いますよ。国でいえば、国民の同意を得られていないで、ぼんぼんやるようなことはまずいと思うんです。

しかも財政法上は、予算の裏づけもないのに契約ができるなんて見たことも聞いたこともないし、私も今、マンションの大規模修繕に入ったんですから、ちゃんと予算も組んでいますから、これは幾らあるとか、予備費的なものまで組んでやっていますから、こういうのをやる場合には設定が、当然技術審査までいきますけれども、技術審査も、先ほどご説明があったこれも、簡易も何も、作成条件書というのがありますけれども、何にも括弧書きは書いてないじゃないですか。

当然、こういうのをつくって入札を立てるときにはプレゼンテーションをやると思いますけれども、プレゼンをやった場合だって、何が何だか、できた段階でのあれが全く見えませんよね。よくこういう説明資料、スケジュール（案）を持ってこれるなと思いました。あんまり無理なさらないほうがいいと思います。当然3市の市民なんか、こんなの絶対許されないと。こういうことをやっていていいのかと思いますよ。

特に、この前の新聞じゃないですけども、学童保育の待機で東大和市なんかワーストワンですよ。ワーストワン。知っているでしょ。恥ずかしいっていうか、こういうのをそっちのけでこんなをつくるということ自体が信じられないです。

以上です。

【伊藤課長】

今の予算の話もあるんですが、本契約と書いた11月下旬なんですが、こちらのほうは組合の

議会で合意を得てという形になりますので、予算的な背景がないということではないです。こちらで議会にかけて、それで決まりましたら、契約に持っていくという形になりますので、予算の背景というところは、それはちょっと違うんですね。

【坂本代表者】

ちょっと待ってください。組合が全部払うということですか。その原資というのは、各3市で負担金を出してもらわないといけない話でしょ。だから、組合で決めたから、そうだというわけにはいかないんじゃないですか。例えば19億円とか20億円かかった場合に、決めましたから、じゃ、3市分担してくださいと。じゃ、東大和6億円出してくださいとか、7億円出してくださいという話になった場合に、東大和市でも1億円以上かかるのであれば、それは議会を通さないと通用しない話じゃないですか。そんなことってないですよ。

【伊藤課長】

組合の議会です。

【坂本代表者】

だから、組合の議会で、本契約11月下旬というのができるかという話をしているわけなんです。できないでしょ。だから、3市の合意を得た上で、できるかできないかということになれば、平成29年4月にならないと、最終議会にならないと、来年の予算とか組めないじゃないですか。そうすると、予算の本契約でさえも絶対通過しないですよ、これは。

【伊藤課長】

今のお話なんですけど、こちらのほう、議会のお話が出ました。我々は、予算は議会も通りましたし、債務負担行為も翌年もという形で議会で議決はいただいていますので、これで話を進めているという形。

【山崎専任者】

そうすると、ずっと本契約して、実施設計でしたっけ、それから工事をやって竣工するまでにかかる費用は組合が出して、一旦というか。

【片山参事】

いえいえ。ですから、先ほどちょっと説明不足だったかもしれませんが、組合で議決されたということは、それと同時に、3市の議会でも議決されているわけです。原資は分担金ですから、市が支払ってくれる。

【森口専任者】

私が簡潔に説明します。各市の全体的な予算の中にごみ処理施設の分担をする分担金が入っているそうです。一括にまとめた東大和の予算が通過しましたので、その中にごみ処理施設の予

算も入っているんで、そこから出ること合っていますか、松本さん。合っているということで。要するに各市ごとにもう、市議会がごみ処理施設の、例えばこの廃プラ施設をどうするかという委員会はないんです。全体的な予算ということで、予算委員会みたいなのがありますね、年度に。その中にごみ処理のも入っていて、衛生組合と要するに……。

【坂本代表者】

それはわかっているんですけども、建築主事ということの予算の話をしているんです、20億円とか。

【森口専任者】

3市の共同で、衛生組合とのおつき合いでやっていくという予算が、市で通っているからということなんです。

【坂本代表者】

だから、建築するということはまだ新規の事業ですよ。だから、今まで分担金をそれぞれ4億円とか5億円出していますよね。新しい予算です。

【森口専任者】

そこを私は理解してないんですが。

【坂本代表者】

だから、国でいえば、施設整備費という予算で、何々建築のためということで事項立てしなければいけないわけですよ。だから、新しい項目であれば、例えば3市共同資源物処理施設建設費ということで分担金が認められているかという話なんです。だから、新しいことで、まだはつきり幾らぐらいという概算もわかってないんじゃないですか。だから、そこを見込んでやるのかという。財政法上は見込みなんができませんよね、絶対。だから、ちゃんと見積もりもとって、どれくらいになるから、予算的にはこれだけ必要です。したがって、施設整備費としてこういうことはありますと。例えば10億円であれば10億円、20億円であれば20億円を計上しないとイケないですよ。

だから、こういうのは国会でもそうですけれども、ちゃんとした規定にありますから、議会にかけないとできないはずですよ。だから、それがもう組まれているんですかという話を今したわけなんです。だから、全体的な分担金はこうなりますけれども、その分の調査費ぐらいはいいでしょうというんだったらわかるんですけども、東大和市10億円出してくださいというのを簡単に決められるわけないでしょうと。東大和市、小平市、武蔵村山市それぞれの議会にかけないと、こういう予算というのは決められないじゃないですか。要するに市の予算ですから、大切な税金から払うわけですから。

【松本課長】

予算の流れというのは、さっき森口さんにおっしゃっていただいたように、まずはこれは組合が事業として進めるという形なので、全体予算は組合のほうで予算計上している額です。

ただ、一部事務組合という節があるので、その組合議会で議決をいただいたとしても、当然組合予算の原資というのは組織市それぞれが分担し合っ払っているというのがあるので、そこについては各市が小平・村山・大和衛生組合分担金何億円ということで、各市の市議会にかけている。具体的には、さっき森口さんにおっしゃってくださったように、年度末に予算特別委員会というのがあるので、そこに付託をしてやっている。だから、坂本さんが言うように、組合の予算は当然細かく、委託だ、工事だって全部出るわけです。

【坂本代表者】

それらは経常経費的に出ているからわかるんじゃないですか。

【松本課長】

ただ、組織市というのは分担金というくくりの中で予算計上を、予算書上は1行で出ちゃうんです。ただ、当然内訳は今のごみ処理施設の維持管理費、それとこういうふうに進めている事業の経費という内訳はあるわけです。ただ、市の予算書上としては、分担金ということでの表記になっているということです。

【坂本代表者】

その分担金と建築費というのは別でしょということを言っているわけです。要するに経常的な経費で毎月これだけは要りますよというのは、ずっと今までやっていますよね。その範囲でやっているというのはわかるんです。

ところが、新しい事項ができた場合に、例えば国でいえば、ここは鉄道を敷きますよというときに、これは国交省に任せられていますからやってくださいという話じゃないでしょう。それぞれの市でこれだけ出さなければならないというのは、議会の承認が必要でしょうと言っているんです。

【松本課長】

そうなんですけれども、だから議会の承認をもらっているんですけど。

【坂本代表者】

そうなんでしょうけれどもと言うんだったら、もう言わないでください。

【松本課長】

要するに分担金という形でなぜくらざるを得ないかというと、組織市というのは一部事務組合を一つの目的を持って設置しているわけです。なので、そこにお金を払う上で、新規事業を起

こすので、またそれは別なものとして払いますということをとるのも一つの方法だとは思いますが、すけれども、行政の予算というのは歳出の性質に応じて払っていくわけです。

なので、組織市というのはそれを分担する立場にあるので、組織市が具体的に建築をします、委託をしますというわけではないので、そこで一つの整理をかける上でも、分担金という形の性質で払うんですよということを、市の一般会計予算では明示をする必要があるわけです。なので、分担をしているということは分担先があるので、そのところできちんと比較をするという、予算の歳出の性質に合わせた形での計上と執行するというのがルールになっています。

【坂本代表者】

そうしたら、今、松本さんが言うのは、事項では分担金という一くくりになるかもしれないけれども、各市においての支出科目としては、基本的には分担金の中には、今までの組合経費分担金というのと新しく建設費というのが1項目設けられるわけです。だから、1項目設けられるのが、例えば10億円、それを何年返還でやっていくかわからないけれども、分担金の中に10年返済計画で毎年1億円ずつ分担金が増えていきますということであるのかどうかというのも、議会で決めないといけない話じゃないですか。だから、衛生組合が言ったからといって、議会を通さずにそんなことができるわけがないじゃないですか。

【松本課長】

だから、議会は通しているんです。

【坂本代表者】

ただ、まだ議会に出てないでしょって言っているんです。

【松本課長】

ごめんなさい。これについてはそれぞれ組合議会もそうですし、各市の議会にも、これについては予算議決はされています。

【岡田専任者】

ものすごく単純にしちゃいます。私は頭が悪いので。そうすると、先ほどから承認されている翌年の債務負担行為まで承認されています。その分担金については各議会で承認されています。要するに分担金という形で一つのくくりになっていると。それには建設費に新規事業が含まれているのか。含まれているんですね、これは。

ということは、従来の費用プラス新規事業という形で、この部分について20億円ですか、これ3市負担分をどういう形ですかわからないんですけども、それは含まれているんですね。幾らって聞きませんが、含まれていると理解していいわけです。ということは、今まで10億円だったら、十何億円という金で出てきているんですね。

【松本課長】

衛生組合のほうで、向こう先の数年契約の合計額を債務負担として予算計上します。それで、私ども組織市というのは、単年度単年度でそれを払っていくということ。

【岡田専任者】

要するに入っているということです。入った形で議会で承認されているという、坂本さんはいろいろご意見あるかと思うんですけども、そういう形で、入ってくるのはいいということですね。

【坂本代表者】

大体わかりました。今、聞いたんですけども、基本的にはそこまでやっているということ自体に、議会としてえっと思ったわけなんです。

【光橋副会長】

ちょっとよろしいでしょうか。質問内容が難しく、ついていけないので、ちょっと整理させていただきたいんですけども、結局、ここに書いているスケジュールの予算は当然組合はとれていますし、3市ともとれているという理解でよろしいんですね。だから、手続きさえ済めば、淡々と進められるという理解でよろしいですね、理屈上は。

そうすると、3市と組合は建てたいんだから、それは淡々と進むということで理解できたんですけども、ちょっと引かかるのは、先ほどのもとに戻りますけれども、都市計画決定がおりてないのに建築の本契約が何で結べるのかが理解できなくて、いろいろ田口部長からご説明いただいたんですけども、岡田さんはそれ理解できました？そこを書いて、わかったようなご回答されていたんですけど。

【岡田専任者】

いや、違います。これはわかりました。

【光橋副会長】

流れがわかったということですね。

【岡田専任者】

流れがわかったということで、手続で、都との協議に対して、今までこの場での意見をどう反映して持っていくのかという部分はできるのかなど。だから、そういうことですよ、皆さん。

【小川専任者】

そうです。

【光橋副会長】

ちょっと私が気になるのは、今、ホワイトボードに岡田さんに書いていただいたので、これ終わった後、サインしなきゃいけないじゃないですか、私が。私、わかってないのにサインしなきゃいけないのがものすごく嫌で、言いたいのは、スケジュールをこうやって出されているんですから、事務手続を分解してご説明、8月以降の現場着工の以降もできたら本当は、ゴールまで見込みを書いていただいて、都市計画決定はいつごろの予定で、都市計画決定と建築確認というのは別のものなんですね。それはそれぞれとらなきゃいけない。建築確認をとるタイミングというのはいつになるんですか。まだ先の話？

【松本課長】

都市計画決定の後になります。

【光橋副会長】

それは現場着工の前ですよ。

【松本課長】

現場着工の前までだと、だから順番でいくと、都市計画決定、建築確認、現場着工になります。

【光橋副会長】

ということですよ。というのもスケジュールに書いていただいて、何で都市計画決定の前に本契約ができるのかの解説も、要するに住民に説明するときにそれを配りたいので、そういう資料を次回つくって、持ってきていただけないでしょうか。

【田中代表者】

今、状況がすごい進んでいるという感じの話になっているんですが、来年の5月、既設解体工事、こういう形になっていますよね。そうすると、今、そこに集まっているプラスチックですとかペットボトルは、ここの施設に来ているわけですよ。そういったものの処理というのは今後どうなるのか。

それから、本当に重要なことなんですけれども、今、簡単に組合が決定して、各市の議会もそれをのんだという形ですよ。そんな重要な話がこの場に一切出てないというのはどういうことなんですか。一番大事な話ですよ。私、ここに何回も来ていますけれども、1回もそんな話し出てないです。きょう突然降って湧いたように出てきた。だれか聞いていましたか。

【小川専任者】

聞いてないです。

【田中代表者】

一番大切なことは、これでもう決定で、つくりますよという話でしょ、今の。決定しました、つくります。ところが、今はご承知のとおり、住民の方、ここに来ている大半ですよ、あそこに

いる方々。みんな反対しているじゃないですか。その反対した人たちの意見を無視している。本当に真剣に反対している人たちは、全体の何割が反対しているかということは私も知りませんし、また本当に重要な施設なんだということも知っていません。

ですけれども、こういう形でやっていって、建設にかかる本契約は11月下旬。すぐですね。1カ月、2カ月なんて考えてみてくださいよ。今年1月、今は何月？ 7月ですよ。あつという間に時間がたちますよ。そうすると、こういう重要な話を今まで内緒にしてきたものをぽんとここに出してきて、11月にやります。本契約。都市計画はこれからやっていきます。最終的にどういうふうにするんですかという話についても、今、光橋さんから出ましたけれども、ゴールを教えてください。本当に1円、2円の話じゃないんですよ。何億の話なんです。ですから、こういう話も竹を割ったようにぽんぽんと切り出すのではなくて、せめてこの場にはきちっと出してほしい。

私もそうなんです、ずっと毎回完全に出ているわけではないんですけれども、例えば必要な書類、きょうもそうです。先ほど最初に説明がありましたけれども、きょうこの説明をするから、こういう書類を用意しておいてほしいということが何にも書いてないです。ただ説明と書いてある。ですから、きょう私も幾つか今までの書類を持ってきていますけれども、残念ながらきょう置いてきたやつの中にあつたんですが、説明するということについては、この次はどういう説明だから、こういう書類が必要ですから、用意しておいてくださいというのをきちっと出しておいってください、事務局。

そして、こういう説明もそうですけれども、私自身も必要な施設だと思っていますので、全部反対ということじゃないんです。でも、できればみんな納得していいものをつくろうよということがこの協議会だと私は思っていたので、参加していたんです。ですから、そういう中で、もちろん合意できて建設をとという方も大勢いるのは事実です。

今言ったとおり、とにかくうちの隣に持ってこられたら困る施設だよというのは事実です。でも、それは別にしても、本当に必要な施設である以上、こういう形でみんな納得してつくって、いこうよという形でやっていくのであれば、後出しじゃんけんみたいな形はやめていただいて、きちっと。本当に説明するのであれば、ここに出ている人たちみんなが同じレベルで、同じ納得ができるという話し合いをしてやっていかないといけないと思うんです。ある人は詳しく聞いているけれども、ある人は聞いてない。

きょう来ても、多分黙って2時間ちょっと座って、私も前々回に出たときはそうでした。何にも意見を言わないで、ただ聞いて、帰っただけでした。だんだんこうやって人、だって最初から見たら何人？ すごい減っていますよ、参加者は。ですから、一つ一つ説明して納得して、そし

てわからせてというのはもちろんそうですけれども、なぜ今、後退しているのかっていう人たちの意見もきちんきちんと上げていただいて、納得いく説明でやってほしいと思うんです。

以上です。

【光橋副会長】

ありがとうございます。ということで、先ほどのスケジュールはつくっていただけるということで、松本課長のところの宿題ということでよろしいですか。

【松本課長】

いや、組合。

【光橋副会長】

組合の宿題ということですか。お願いします。

【町田専任者】

もう1点いいですか。町田です。来年の5月に解体をするそうなんですが、それ以降の中間処理はどうなるのでしょうか。燃やしちゃうのか、それとも比留間運送に全部やってもらうのか、その辺をちょっと確認したいんですけど。

【松本課長】

東大和市については、予定でいきますと来年5、6、7の間で解体なので、処理ができなくなるということがございます。したがって、もともと今、プラは委託なので、31年の稼働までは続けるという形で、ペットボトルについては今のところ民間委託で2年間お願いをさせていただこうかなと考えております。それ以外の缶と瓶とほかについては、今、大至急調整しているところでございます。

あと、この質問は、先ほどの一番最初の部分のお話の質問と同じだと思うんですが、それとあと、さっきのお話を聞いていて、これは改めて反省しなきゃいけないなと思ったのが、確かに予算の仕組みがどうなっているとか、例えば都市計画、都市計画って言葉だけが先行していて、果たして手続論でどうなんですかというところの基礎的な最初の足並みをそろえるような情報の提供の形をとってないというところについては、今後、大至急そういうところは改善をして、少なくとも参加している人たち全員が、わかる人だけがわかるではない形を、そこについては事務局として大至急調整をしたいと思います。

以上です。

【岡田専任者】

田中さん、1点だけ。組合の援護をするわけでも何でもないんだけど、必ず最後のときに次回打ち合わせは何をやりますかという形で書いているんです。議事録の冒頭に書いてあるんで

すけれども、きょうは施設の説明をしますという形で今片山さんが説明した資料については、少なくとも我々は読んでこなくちゃいけないんです。ということで、その中で高さとか重量について何メートルにするかそういう風にも書いても、前からずっやっているんですけれども、最後のところで必ずどんと出てきているんです。きょうやる打ち合わせ。それは我々も勉強してこなくちゃいけないというところはちょっと理解しておいてもらおうと。

【田中代表者】

それはわかります。

【岡田専任者】

そうですね。

【田中代表者】

あとはこの次第にもその旨のあれは出しておいていただかないと。

【岡田専任者】

我々闘う上では、我々も勉強しなくちゃいけないというところで、今回はこれをやるから、勉強してきてくださいという部分は書いて、この辺はよろしくお願ひしたいということです。余計なことを言いまして。

【光橋副会長】

スケジュールと説明のほうはよろしいでしょうか。

【江尻代理人】

1ついいですか。プラウドの代理で江尻と申します。一番重要なこと、先ほどから皆さんおっしゃられていた周辺住民の理解、これっていつまでに得ようとされているんですか。このスケジュールが一番大事のように思うんですけれども。

【松本課長】

周辺住民の理解については、終わるところがないと思っています。ですから、施設が稼働すれば終わりとか、そういう考えは毛頭持っておりませんので、そこについては施設が稼働する前も当然するんですけれども、稼働後についても、そこについてはこういう形で協議の場というのは持つべきだと思っていますので、そこは常にやっついこうと思っています。

【森口専任者】

森口です。今、終わるところがないことなので、得られなくてもやっついこうやってしまっただけでも、建ててしまっただけでも私たちが話し合いをやっついこうという発言でしたけれども、得られないままやっついこうという発言があったということでよろしいですね。

【松本課長】

それは100%全員の理解が得られないという前提で私は答えていますので、100%全員の答えが賛同が得られれば、それが一番ありがたいにこしたことはないのは重々承知はしているんですけども、ただ、私ども自治体に一般廃棄物の処理

が全部かかっているわけです。なので、そこについては全体の公益性ですとか、廃棄物の安定処理というのも当然にして使命として避けることができない現実問題となっていますので、そういったところとトータルで考えた中で進めざるを得ないというのが正直なところです。

【森口専任者】

そういう細かい部分を話し合いで理解を進めるようにしてくださいと言っているのに、いつもこういうもめごとばかりで、肝心の話し合いのところ、例えば3市応分だとかいうのも、今、前回からもめている回答用紙を見て、また同じようなことを書いてきて、まるっきり説明になってないなと思って見ていますけれども、こういうことから片づけなければ住民の理解は得られませんよ。

わざわざ近隣の住民ということでここに集めているわけです。近隣の住民が集まっているのに、そこはいかにも一部の人で、100%の理解は得られなくてもやるという言い方をしていますけれども、ここにいる方のほとんどが反対です。賛成の方も1人、2人、3人ぐらいはいるかもしれませんが、ここまで具体的に、今、松本さんは苦笑いしていますけれども、その状態で全員の理解は得られないから、やっつけておこうという話はおかしなことだと思います。

【小川専任者】

森口さんが言われたとおりですよ、松本さん。100%が反対するとか、賛成するとかありませんよ。ところが、ここは協議の場ですから、議決しないという形ですけども、アンケートをとったら、もともとは反対ですよ。それで理解を求めるといって、その努力は買いますけれども、じゃ、現状を見せてくださいということですよ。それでやらないと前へ進めない。

それともう一つは、説明をちゃんとするように心に。30回やってきましたけれども、30回やった回数じゃないんですよ。内容なんですよ。内容を一つも市民に知らせないで、何回やりました。「えんとつ」の中でもそう書いたじゃないですか。何回やりました、こういう意見をいただいていますと。それだけしか言ってないんです。だから、何で反対しているのかというのをちゃんとくんで説明して、なおかつ、ほかの3市の市民たちがどういうことかと理解した上で、じゃ、どうだというふうに持っていかなければだめだと思う。だから、まず、ここに施設を建てる情報を正確にお伝えたいと思います。

【森口専任者】

森口ですが、それと一番初めから。

【松本課長】

こっちに言ったほうがいいと思うんですけど。私ばかりしゃべって。

【森口専任者】

ごめんなさい。つい松本さんに目が。じゃ、片山さんのほうを見てやります。

一番最初のほうの陳情書を出したときに、ここの土地になぜ建てるかの合理的な説明を求めている陳情書があったと思います。でも、その合理的な理由というのがいまだに説明されていないので、説明されたと皆さん感じていますか。ということなので、その辺をきっちり理解できるようにお話ししていただきたいと思います。これ以上はあれしても、スケジュールは書いていただけるとのことなので、理解してもらいたいことの話をしていただきたい。

【岡田専任者】

私から、皆さんが賛成するかどうかは別として、このディスカッションの時間を考えると足りないんです。きょう建設だけで終わりましたよね。光橋さんから出ているそもそも論について中途半端な形になって、これはディスカッションの時間を増やさなければできないし、建設は建設でやるんです。説明したいという組合もありますから、それは聞いていく必要もあるし、そもそも論はそもそも論でやるんだったら、時間を倍にして、月に2回ぐらいそもそも論だけやるという打ち合わせをやらないとできないと思うんです。だから、そこまでやるという決意があれば、提案してやられたらどうかと思うんです。

【森口専任者】

そういうことで1月にやったと思います。1月に随分。

【岡田専任者】

ですから、これから定例化して、11月にそういうのが出ちゃうという形であれば、理解するかどうかは別として、理解させるという努力をどうやってやってももらえるのかという意味ではそういう提案も。

【森口専任者】

私たちはここまでやってきて、何で私たちだけがその提案の中に、今まで本当に大変な中、1月に3回とかやってきているものを、また私たちのほうだけあなたたちの予定に合わせてやらなくちゃいけないのか、何であなたたちは理解を得られてないまま、このままの予定で進もうとしているのか、その折り合いのつけ方だけでもこちらのリスクのほうが多くありませんか。私たち住人、何も悪いことしてないところへ来て、私たちの話し合いの回数が少ないからというんじゃないですかね。

最初に、マンションの管理組合とかは話し合いをまとめるだけでも、2カ月に1回しかマンションの管理組合ではないと。それでもいいから出てくださいということでここに座っていますけれども、そういう中で自分たちの都合だけで、私たちはいつまでに何をやりますから、あなたたちこの間に私たちの説明も聞いて、あなたたちにも説明するから、もっと座りなさいというのはおかしいですよ。協議の場として折り合いがついてないと思います。まず、時間の持ち方に折り合いがついてないと思います。

【松本課長】

私もちょっと心苦しくて、この1回の会議では半分半分って難しいんですね。なので、そこはきちんと分けなければ。私たちも説明はこれでしませんというつもりは毛頭ないので、できればその辺をぜひ検討いただけるとありがたいと思っているんですが。

【坂本代表者】

分けなければというのはどういう意味ですか。

【松本課長】

要するに月1回のこの会議の中で半分ずつというのは、時間的に厳しいということがある、現実問題として。

【森口専任者】

では、質問していいですか。じゃ、9月から半分ずつに分けるという工程で、1月は3回やってきましたけれども、その中でそもそも論として時間をとってやったのは何回、何時間で、何がどういうふうに決まったか教えていただけますか。私のイメージでは、そもそも論として話されたことはなくて、ほとんどそちらのほうの提案事項とか、そういうものについての質問と回答だけで終わっていて、議会や何かでもそもそも論っていますっていう、説明もやっていますとおっしゃっていますけれども、実際問題、懸案事項や何かのことで出てきたこととしてのことで、そもそも論自体はほとんど取り上げていませんよね。

その上、また、もしこれからきちんとそもそも論という分野について説明をしていただけるのであれば、一時こちらの予定を先送りしていただいて、期間を延ばして、そもそも論だけについて月2回なり持とうというんだったらわかりますけれども、また1回1回にして、私たち忙しい中、ボランティアで座っている人たちに無理な時間をかけて、時間内におさめるのでやってくださいと言われることは負担でしかないですね。ほかの方、いかがですか。

【小川専任者】

これは協議会の運営の問題だと思いますけれども、結局、行政としてはスケジュールどおりにやろうとして説明して、そのときにいろんな疑問が出て、その半分をそもそも論でやろうとした

んだけれども、それはふっ飛んじやって、それでずっと来たと思うんです。

だから、岡田さんが言われたとおり、月に二、三回も徹底的にやるというのが岡田さんの考えだけれども、それは本当だと思います。それでできなかつたら、ボランティアの人とかいろんな仕事があつて、都合をつけて来られたので、だから1回は行政、次は丸々、いろんな必要性とか、今までの懸案の問題についてやるとか、かわるがわるやる方法がいいと思います。半分半分だつたら、1時間半ぐらいだつたら何となくできませんよ。

【森口専任者】

今、半分半分、交代にやろうということでしたけれども、今まではそもそも論のほうがおくれているので、ここ数カ月はそもそも論のほうをやっていたかなければ理解できるような説明は得られると思いませんし、今ここに来た人が、話を知っている人と知らない人との間で差があるのは嫌なので、みんな同じレベルで話を進めたいという意見がありました。

ということになると、今まで1月3回やったときも出られる人だけ出て、勉強する人は勉強するでやりましょうという形をやれば、またここの中で差が出るわけです。なので、ちゃんと皆さんが出てやられる時期にきっちり勉強して、そもそも論なり、どうして施設が必要なのか、何でこんな土地になってしまったのか、3市応分負担というのは本当に存在してないのか、そういうことについてきっちり説明していただかないと理解はできませんので、その時間について、これから先1カ月ずつ交代しようということでは、また理解を得られないまま今年の11月に入るわけです。

今年の11月に入るまでに私たちに理解させようと思うんだつたらば、行政側の施設の建設の部とそもそも論をやるのであれば、そもそも論の部のほうが今までずっと無視されておくられているんですから、そっちのほうを10月までに進めるなりするべきだと思います。また半分ずつにやつたらば、予定どおりつらつらつと建設の部を説明して、10月、11月、理解か得られてなくてもこのとおりされると思います。いかが考えますか、皆さん。

【坂本代表者】

坂本です。今、森口さんのおっしゃつたとおりだと思います。

ただ、当初から管理者たる小平の小林市長がおっしゃつていた、最初に一番重要なことですが、皆さんの同意が得られたならばという前提がありますよね。合意が得られたならばという前提があつての話だと思います。当然、行政のトップとしての市長がこうやれと言つたら、そうやらざるを得ないんですけれども、皆さん管理職でいらつしやつたら、当然こういう状況じゃないですよという報告はなさっているのでしょうか。どんどん物事は、こういう協議会もそうですけれども、制度が変わっていくわけですから、どんどんフェードイン、フェードアウトを繰り返

返しながらやっていくんですが、いつも同じような形しか出してこないし、一方的に出してくる。我々が言っているのは全然違う面で話しているわけですので、そこら辺は重視していただかないといけないと思うんです。

私は皆さんはメッセンジャーボーイだなと思いながら聞いていましたけれども、こういう状況というのを各部長さんにお聞きしたいんですが、各市長にはどのような形で伝えていらっしゃるのでしょうか。そこを一言で結構ですので、お願いします。岡村部長がこの前おっしゃっていた、市長が一番最初に言ったことと同じと言って、変わらなければそれでいい。そのほか行政のトップとして、我々の声を市長にどう伝えていらっしゃるかをお聞きしたいと思いますけれども、お願いいたします。岡村部長、もし変わっていれば、このように申し上げたということがあれば一言添えていただければと思います。

【光橋副会長】

今の坂本さんは、3市の部長が市長にどう伝えているか。

【坂本代表者】

市長さんにこういう場がどのように伝わっているのかというのをお聞きしたい。

【光橋副会長】

時間も来ていますので、一言ずつ回答いただければと思います。お願いします。

【田口部長】

東大和の田口でございます。当市といたしましては、当然議会に対しましては陳情ですとか、そういったものも出ております。そういったことから、その前後につきましても状況等は報告をしております。私の直接の上司は副市長でございますので、副市長を経由してということもございますし、状況によっては市長と雑談の中でお話するケースもございますし、そういったところでご報告させていただいているという状況です。

【佐野部長】

武蔵村山市の佐野です。市長、副市長、2者へのご報告でございますけれども、基本的にはまさにこの地域連絡協議会につきましては全文録ということで、会議録の作成をしております。そういった決裁も当然、市長、副市長も経由しておりますので、そういった部分で、必要に応じてその都度、こういった経過があるということは報告をさせていただいております。

以上です。

【岡村部長】

小平市の岡村でございます。小平市においては、管理者と助役以下、小平市の市長と副市長を兼任しておりますので、基本的には情報は組合からあります。市の立場として私どもは報告をす

るわけですが、この4月に副市長がかわりました。そのため、これまでの経緯につきましては細かくご報告させていただいております、この協議会の中でかなり厳しいご意見をいただいているということについても報告させていただいております。

以上でございます。

【村上事務局長】

衛生組合の事務局長の村上でございます。私どもの組合は、先ほど小平市の部長が言いましたとおり、小平市の副市長が組合の助役でございます。また、小平市の市長が組合の管理者でございます。助役との調整はほぼ定例的には月1回、またいろんな問題が起こりますと、不定期に時間をとりまして報告するなり、指示をもらいます。管理者につきましても、例えば議会の前というのはまた調整がございますけれども、これも予定を入れて、こちらから市に行くことが多いですけれども、そういう形で調整をしています。特に助役調整におきましては、こちらの報告を必ず毎回やっております。

以上です。

【坂本代表者】

大変ありがとうございました。皆さん一生懸命この状況を説明していただいているようで、ありがたく思っております。

参考までに、武蔵村山市にある立川都市計画地区計画の大南5丁目地区計画ということで、あそこの湖南衛生組合総合整備事業の中で、処理方式による立川都市計画汚物処理施設湖南処理場の廃止が決定したということですね。今の部長さんが随分ご尽力いただいたようで、基本的にあまりつくることだけにとらわれずに、時代は刻々と変わっているんで、コスト的に見ても外注委託のほうがいいんじゃないかなと、総合的に見て。財政負担も伴わないし、今後はそうなっていくんじゃないかなということと、ごみ処理の総合計画として焼却炉の更新が喫緊の課題というのはよくわかります。だから、そっちのほうにシフトしたほうがいいんじゃないかなと個人的には思います。

以上です。どうも部長さんたち、ありがとうございます。

【光橋副会長】

ありがとうございます。21時まで10分を切ってしまいましたので、次の項目に入るにも時間がないような気がするんですが、残り、前回までの宿題に対する説明ということですが、予定としてはこれは何をやる予定ですか。

【岡田専任者】

建設の部に関する質問事項は回答されている部分もあるので、それは私のリストに入れてみ

たいと思います。そもそも論と山崎さんとの議論できなかつたので、それは次回ということで。

これを言うと皆さんに怒られちゃうんだけど、どう反対しても建設はせざるを得ない、進めなくちゃいけないという部分もあるかと思うので、その部分の話というのは聞いておかないと。3カ月後になって、そんな聞いてないよという言い方は失礼だと思うので。返そうたって、これに対しては徹底的にやっていくんだという気持ちがあれば、僕はやるべきだと思うんです。私の意見ですよ。分けて話を。

それが嫌だというのであれば、建設の部は別の日にして、集まる人は集まってください。そもそも論はずっとやりましょうよ。毎月第2土曜日。建設のほうは別の日に設定してもらって、それはそれで、来れる人は来てもらうという形をとらなかつたら絶対おくれちゃうんです。建設のほうだつてずっとやってなくて、資料が出ると、そんなこと聞いてないという言い方をされる方もいるけれども、それは卑怯であつて、そこは徹底的に時間をかけなければ私はできない。

ずっとそもそも論を11月までやっちゃつたら、そこまでストップしていただけるのであればいいですよ。現実的にできないのであれば、回数を増やしてもやるべきであつて、やらなかつたらフラストレーションが両方にたまっちゃう。ですから、その辺のところは、皆さんはやりたくない、そもそも論だけやればいいのかというんだつたら、私は議長でもなければ何でもないので、ああ、そうですかでやりますけれども、私は個人的に技術の話も聞きへ行っちゃいますね。聞かなかつたら、こういう議論ができない。建つちゃえばわからなくなる。高さ24メートルのままということになっちゃうから。そういうことでしょ。

ですから、森口さんの言うことはわかるけれども、議論が深まってないんだつたら、深める時間をつくらなきゃ、それは努力しなきゃいかんというふうに私は思う。

【森口専任者】

1月とかにこれだけ努力してきて。

【岡田専任者】

それ1つだけ言うのは、リストをやつとつづつてくれた。それについては、これで終わったとすることをやってないからいけないんです。それは我々も反対されるのはわかるんだけど、一つ一つ終わらせていくということを我々もやってなかつた。

【光橋副会長】

岡田さん、時間もそうなんですけれども、一方的に建てることを前提に話されているので、どうしても私も納得できない。プラウド地区として陳情書を出して、もっと説明してくれというのも否決された経緯もありまして、2年間協議会もやっているわけです。今さら時間がないからといって、もっと時間をとれというのは、ボランティアでやっている我々にとっては酷で。

【岡田専任者】

私もボランティアですよ。

【光橋副会長】

定年退職されている方と一緒にされるのも困るんですけども、時間の問題じゃなくて、前回の協議会のときに、私、ちょっと手紙を書かせていただきましたけれども、結局今回の施設の話は小平市の恫喝によって無理やり建たされているという印象を私は持っています。きょうその話をさせていただけるのかと思ったんですけども、ほかの話があってできなかったんですけども、次回させていただきたい。

今の岡田さんの話だと、こちら側の反対しているほうが無理難題を言っているような。

【岡田専任者】

そんなことはありませんよ。

【光橋副会長】

ように聞こえるんですよ。

【岡田専任者】

私の前提はいつまで。

【光橋副会長】

毎月、月1回協議会に参加しているというのも結構大変なんですよ、勤め人にしては。

【岡田専任者】

わかりますよ。

【光橋副会長】

そのほかにも活動しているわけですよ。それに対して努力が足りないような言い方をされると非常に腹立たしい。

【岡田専任者】

じゃ、光橋さんとして、この会議をどういうふうに進めていったらよろしいんですか。私の意見を言っただけで、皆さんがどうしようということを決めるわけであって、私の意見は無理ですよって言えば、それはそれで結構です。

【光橋副会長】

近隣住民の同意を得るのを条件に建てるという最初の説明を完全にほごにされた、約束を破りました、関係なく建てますということ宣言していただければ、私は建築の話に入ってもいいかと思えます。

それを前提にするから、そもそも論から話ししましょうという話になって、繰り返しになる。そもそも論の話をしてもしも論は関係なくて、要するにここに建てろと小平市が圧力をかけてきて、建てないと焼却施設を使わせないぞということを言うものですから、建てなきゃいけないのであって、それが前提であれば、今さらそもそも論の話をしてもしも仕方がないのかなというのは印象として持っています。

【小川専任者】

私も同感です。

【松本課長】

ちょっと私も言い分があって、小平市が建てろというのは、小平市さんの考えがどうであるかは私たちは計り知れないんです。東大和の立場としてみれば、あそこの焼却炉は平成33年までしか使えないという前提で来ているので、だからそういった視点で考えると、次の焼却炉を更新せざるを得ないというところの確保ができなければ、東大和の廃棄物処理自体がとまってしまいますよというのが大前提としてあるんです。

ですから、それが小平がどうである、こうであるというのは、それは小平市の考え。当然武蔵村山市さんも、武蔵村山市さんの考えがあって廃棄物処理をやっているわけです。

だから、その中で東大和は、うちの考えとして、この事業の必要性は当然説明させてきていただいているわけです。なので、先ほどの話の中で、桜が丘にこの施設をつくらなければいけないのは、必要性があるからつくるというふうに私ども東大和市も考えているわけです。

ですから、ただ、それをやっていく中で、1人でも多くの方の疑問や懸念には応えていかなければいけないという立場で私たちは臨んできたわけです。なので、そのところで、そもそも論がというお話の中では、そもそも論の答えというのは私たちは何回やっても答えは変わらないんです。

【森口専任者】

根拠が数字で出てこないからじゃないですか。

【松本課長】

ちょっと待ってください。全体論としての話でいくとね。だから、そもそも論というのをやらないつもりはないんです。ただ、これは答えじゃないと言われてしまっても、それは私たちの答えでしかない。

だから、そのところは絶対に歩み寄れないんだということを、皆さんのほうがある意味持っているのかなと私はとれてしまったので、だからそのところって絶対にこれは答えじゃない、じゃ、何だったら答えなんですかみたいに我々行政が突つきたくなるようなことが今ニュアンス

としてとれたので、ここは申しわけないけれども、整理をしていただかなければまずいんじゃないかなというふうにちょっと感じました。きょう会長はいないので、そのことも含めて会長にご報告されると思いますので、その中でぜひ次回までにこの会議の進行を。私たちはどちらも大切に扱いたいと思っています。

ただ、確かにボランティアで時間をつくっていただいているところに関しては大変申しわけないと思っています。ただ、どこかである程度の時間をつくっていただかなければ、議論すべき部分の時間はできないわけです。なので、もういいということであれば、それは私たちはほかの地域の方に対して説明をしていくことになりますので、できればその辺、ちょっと会長を交えて整理していただければと思います。

【森口専任者】

もういいではなくて、あなたたちのペースで説明しないで、私たちの歩調にも合わせなさいと言っています。

【松本課長】

だから、合わせるためには、時間をつくっていただかなければ難しいのが現実ですというお話をしているんです。

【森口専任者】

だから、月1回なら月1回でちゃんとやって、後ろに延びたならば予定を強行することはしないということは条件として。

【松本課長】

できれば会場一つとっても、ここでやること自体でもう制約がかかっているんです。1日この1回をとったとしても。だから、我々は、できれば衛生組合でやらせてほしいということも言っているんです。結局これでどんどんいけば、片づけるために、逃げるようにして毎回会議を閉じて出ていくみたいになるわけです。だから、我々だって、当然そんなに何日も何日も日にちを用意してくださいなんて、そんな負担を強いるようなことはしたくないわけです。なので、そういった部分を含めて、会議のあり方というのは、こういう話が出たこともあるので、やはり整理する必要があるんじゃないですかということを行っているんです。

【光橋副会長】

いいですか。もう終わらしましょう。岡田さん、失礼しました。ちょっと言い方が、反対派住民の努力が足りないという言い方に受けとめたので、ちょっと反論させていただいたんですが。

すみません。私どもは別に何でもかんでも反対ではないというのは初めから申し上げていて、話がかみ合わない理由は、先月の私の気持ちが結論だったのかなという感じで来たものですから、

ちょっと言わせていただいたので、ぜひまた来月その話をさせていただきたいと思います。この話は、岡田さんがおっしゃるとおり、そろそろ決着をつけないといけないと思いますし、これ以上月に2回、3回と会議を増やしましょうというのは、もう参加できないというのが私の気持ちですので、会長とそこら辺どうするかという話はさせていただいて、来月お話しさせていただければと思います。

ということで、きょうはこれで終わらせていただきたいんですが、次回の日程です。8月6日土曜日、いつものとおり午後6時半から、こちら桜が丘市民センターでお願いしたいと思います。

【岡田専任者】

じゃ、次回からそもそも論を重点にやりますか。

【光橋副会長】

会長と話して、今回はそうさせていただきたいです。

【岡田専任者】

それが1点目と、建設に関する資料があれば、それは提示してください。

【光橋副会長】

スケジュールと。

【岡田専任者】

それがないと見てないということになっちゃうので、説明できなくても提示はしてください。

【小川専任者】

今回は、この間、質問した説明をちゃんと討議しましょうよ。

【岡田専任者】

今回はそうしましょう。

【小川専任者】

今回はそうしましょう。